

## 焼津商工会議所会館利用上守っていただく事項

当商工会議所会館をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

使用していただく皆様と、次に使用する皆さんに気持ちよく使っていただくため、使用上守っていただく項目を記載しました。

また、「駐車場使用に関する事項」については、当会館が住宅地に隣接していることから、地域住民の方々に迷惑となる行動・行為を慎んでいただくためにお知らせします。

なお、『駐車場使用に関する事項』については、利用者又は参加者への事前周知をお願いいたします。

また、当会館駐車場内での事故や争い等について、当商工会議所は一切責任を持ちません。

### 記

#### 《駐車場使用に関する事項》

本会館は住宅地に隣接している施設です。近隣住民の皆様には迷惑となる行為は止めてください。

- 1 大きな声で話をしないでください。話は会館内で行ってください。
  - 2 携帯電話は駐車場で使用しないでください。
  - 3 自動車のエンジンをかけたままの移動、エンジンのアイドリングは止めてください。
  - 4 自動車の空ぶかしは止めてください。
  - 5 車のドアは静かに閉めてください。
- ※「駐車場に関する事項」については、会館を使用する前に担当者から他の参加される皆さんへ事前に連絡をしておいてください。

#### 《使用した部屋に関する事項》

- 1 壁・ドア等への張り紙はできません。
- 2 机や椅子、ブラインドなどは、元の位置に戻してください。
- 3 机の車輪ロックをする際は、机を軽く持ち上げてロックをかけるようにしてください。  
(持ち上げないでロックをかけようとすると、破損の原因になります)
- 4 会館の設備、備品を破損した場合は、速やかに事務所へ連絡してください。破損させた場合は、弁償していただきます。
- 5 床にゴミが散乱した場合は、掃除をし、ゴミは持ち帰ってください。  
(掃除用具は2階湯沸室にほうき2本、塵取り1つが置いてありますので、お使い下さい。)
- 6 会館内で飲食した場合に出た「ゴミ・瓶・缶等」は持ち帰ってください。
- 7 照明、音響機器、映像機器、エアコンなどの電源は必ず消してください。
- 8 戸締りをしっかり確認してください。
- 9 会館事務所から貸出しを受けた備品は、必ずお帰りの時に事務所へ返却してください。
- 10 時間を延長する場合は、事務所へ連絡してください。

焼津商工会議所 電話 (054) 628-6251

以上の注意事項を守って借用の申込みをします。